

労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1 制定の趣旨

労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）により省令に委任された事項等について、定めるもの。

2 省令案の概要

（1）報酬規程等の閲覧に際して電磁的記録に記録された事項を表示する方法

特定労働者協同組合に対して、業務取扱時間内には、いつでも報酬規程等の閲覧の請求ができることとされているところ、報酬規程等の書類が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧の請求ができることとする。

（2）電磁的記録の備置きに関する特則

特定労働者協同組合は、報酬規程等を作成した時から3年間、当該報酬規程等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならないとされているところ、当該報酬規程等が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における閲覧の請求に応じることを可能とするための措置をとっているときにはその限りでないこととされている。当該措置として、労働者協同組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法を定めることとする。

労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

（３）理事と特殊の関係のある者の範囲等

特定労働者協同組合の認定基準の一つとして、各理事（清算人を含む。）と配偶者等の特殊の関係のある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であることを定めているところ、この理事と特殊の関係のある者を、①当該理事の配偶者、②当該理事の3親等以内の親族、③当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、④当該理事の使用人、⑤①～④に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭等によって生計を維持しているもの、⑥③～⑤に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族とする。

（４）認定の申請

特定労働者協同組合の認定の申請様式を定めるとともに、当該申請の添付書類を、①役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、②特定労働者協同組合の認定基準に適合することを説明した書類、③役員及び労働者協同組合が労働者協同組合法（令和2年法律第78号。以下「法」という。）第94条の4各号に定める欠格事由に該当しないことを説明した書類、④その他の行政庁が必要と認める書類とする。

労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

（５）公示の方法

行政庁が特定労働者協同組合を認定したとき、変更、合併、解散若しくは清算終了の届出を受けたとき、又は認定を取り消したとき等の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（６）軽微な変更

特定労働者協同組合が主たる事務所の所在場所を変更する場合には原則として行政庁の認定を受ける必要があるところ、変更の認定を受ける必要がない軽微な変更として、特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更であって、当該変更前後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるものを定める。

（７）特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更の認定の申請

特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更の認定の申請様式を定めるとともに、当該申請の添付書類を、①定款、②特定労働者協同組合に係る認定申請の際の添付書類、③当該変更を決議した総会又は総代会の議事録の写し、④当該変更が合併又は事業の譲渡に伴うものである場合には、その契約書の写し、⑤その他の行政庁が必要と認める書類とする。また、変更の認定を受けた特定労働者協同組合は、遅滞なく、登記事項証明書を行政庁に提出しなければならないこととする。

労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

（８）特定労働者協同組合関係事務の引継ぎ

特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更の認定が行われたときには、変更後の行政庁は、変更の認定を受けた特定労働者協同組合に係る法の規定に基づく事務について、遅滞なく変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならないこととする。また、変更後の行政庁は、行政庁の変更を伴う変更の認定の申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を変更前の行政庁に通知するとともに、変更の認定をした旨の通知を受けた変更前の行政庁は、特定労働者協同組合関係事務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）の変更後の行政庁への引継ぎ等を行わなければならないこととする。

（９）特定労働者協同組合の名称又は代表理事の氏名の変更の届出

特定労働者協同組合の名称又は代表理事の氏名の変更（合併に伴うものを除く。）の届出様式を定めるとともに、当該届出の添付書類を、名称変更の場合は定款その他の行政庁が必要とする書類、代表理事の氏名変更の場合は代表理事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、代表理事が法第94条の4第1号に定める欠格事由に該当しないことを説明した書類、その他の行政庁が必要とする書類とする。

労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

（10）特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程

特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程を作成しなければならないとされているところ、この規程においては、特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与について、民間事業者の役員報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）及び従業員の給与、当該特定労働者協同組合の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるものとする。

（11）特定労働者協同組合が作成しなければならない書類

特定労働者協同組合は、法第94条の12第1項第1号及び第2号に掲げる書類（前事業年度の報酬及び給与の支給に関する規程、役員名簿）に加えて、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならないものとする。

ア 役員に対する報酬の支給の状況

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

（12）報酬規程等の提出

特定労働者協同組合が毎事業年度に報酬規程等を行政庁に提出する場合における提出様式を定めるとともに、当該報酬規程等に当該提出様式による提出書を添付して提出しなければならないこととする。

（13）報酬規程等の閲覧の方法

行政庁が特定労働者協同組合から提出を受けた報酬規程等について閲覧又は謄写の請求を受けたときには、閲覧又は謄写を行政庁が定める場所において行うものとするとともに、その場所をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。

（14）その他

所要の改正を行うものとする。

3 施行期日

この省令は、法の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。